

## 会津大学編入学等に関する規程

(平成18年4月1日規程第65号)

### (趣旨)

第1条 会津大学学則(以下「学則」という。)第19条の規定に基づく編入学及び転入学(以下「編入学等」という。)については、この規程の定めるところによる。ただし、会津大学短期大学部からの編入学志願者については別に定める。

### (入学の時期)

第2条 編入学等の時期は学年の始めとする。ただし、転入学については学期の始めとすることができる。

### (出願手続)

第3条 編入学等を志願する者は、次に掲げる書類に入学検定料を添えて、指定の期日までに学長に提出しなければならない。

- (1) 入学願書(本学所定の様式により、本人が作成したもの)
- (2) 学業成績証明書(出身学校長等が作成したもの)
- (3) 転入学志望者は現に在学する大学の許可書、編入学志望者は卒業(見込)証明書又は在学証明書などこれに準ずる証明書
- (4) その他学長が必要と認める書類

### (選考方法)

第4条 編入学等の志願者に対する選考は、編入学等選考委員会が行う。編入学等選考委員会の委員は入学試験委員会の委員の中から学長が指名する委員によって構成される。

2 編入学等選考委員会は、学力検査、書類審査及び面接による選考を行い、教授会の議を経て学長が編入学等を決定するものとする。

### (入学手続)

第5条 編入学等の決定通知を受けた者は、所定の期日までに、所定の書類に入学料を添えて、編入学等の手続を行うものとする。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に編入学等を許可する。

### (既修得単位の認定)

第6条 編入学等により入学した者が、出身大学等において既に履修した授業科目及び修得した単位については、教務委員会の議を経て、学長は本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、卒業に必要な単位として認定することができる。

### (編入学等の年次)

第7条 編入学等の年次は、志願者の出身大学等において既に履修した授業科目及び修得した単位数の本学における認定状況によって、2年次又は3年次とする。

( 修業年限及び在学年限 )

第 8 条 編入学等により入学した者は、定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学することができない。

( 授業料 )

第 9 条 編入学等をした者の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

2 編入学等をした者は、所定の授業料等を指定の期日までに納付しなければならない。

附 則

この規程は平成 1 8 年 4 月 1 日から施行する。